

2015(平成 27)年度 事業計画書

当振興会の事業活動に必要な資金は、保有資金の運用益を主な収入源としています。

資金の運用環境は、リーマンショック以降低迷を続けていましたが、平成 25 年度以降は安倍首相が掲げた強い経済政策が功を奏して大きく好転して、資金運用益もリーマンショック以前の水準を取り戻しました。

平成 27 年度も引き続き高い運用益が予想されますが、事業計画を策定するに当たっては、公益財団法人に求められる『収支相償の原則』を満たすため、高収入の全てを私学教育の充実のために費やして、公益財団法人として充実した事業展開を行います。

事業計画

1. 私学振興事業

(1) 私学教育充実助成金交付事業（公益目的事業）

私学関係団体に助成金を交付して、私学関係諸団体が私学教育充実のために行う諸事業を資金面より支援することは、当振興会にとって極めて重要な事業です。

当振興会が、永年にわたって各私学関係諸団体に交付してきた助成金は、これらの団体が実施する私学教育の充実のための事業費として極めて有効に使われてきました。

当年度も、各団体より提出された助成金申請書について過日開催の助成金査定委員会において慎重な審議が行われましたので、その諮問に基づいて下記の諸団体に交付することとします。

【私学教育充実助成金を交付する団体】

京都府私立幼稚園連盟
京都府私立小学校連合会
京都府私立中学高等学校連合会
京都府私立中学高等学校経営者協会
京都府私立中学高等学校保護者会連合会
京都府専修学校各種学校協会

(2) 顕彰事業（公益目的事業）

京都私学振興会賞は、2006 年度に創設して以来回を重ねるごとに内外関係者より高い評価を頂き、本年度をもって第 10 回を数えることとなりました。

当年度は、創設 10 周年記念式典及び祝賀会の開催を予定しているため、文化活動賞 I II 及び教育研究奨励金などの推薦依頼を行いました。各学校より推薦された受賞候補者について、過日開催の審査委員会において慎重な審査が行われ受賞候補者が諮問されましたので、その諮問に基づいて下記の各賞を授与することとします。

(イ) 文化スポーツ活動賞 I

文化芸術活動やスポーツ活動により極めて優秀な成績をあげたクラブ

(ロ) 文化スポーツ活動賞Ⅱ

文化芸術活動やスポーツ活動により極めて優秀な成績をあげた生徒

(ハ) 小野山利雄賞

私学教育の充実と私学の振興に特段の寄与貢献を尽くした個人または団体

(ニ) 教育研究奨励金

日々私学教育の充実に専念努力している教員又は教育研究グループ

(3) 奨学金事業（公益目的事業）

京都私学振興会奨学金は、京都私学振興会賞とともに2006年度に創設して以来、学費支弁者を病気等で失って修学の継続が困難となった生徒に奨学金を給付する事業として、多くの生徒を支援してきました。

当年度も、審査委員会の諮問に基づき、向学心をもつ人材が教育を受ける機会を失うことのないよう支援してまいります。

(4) 顕彰奨学金制度創設10周年記念広報（公益目的事業）

顕彰奨学金制度創設10周年を記念して、顕彰奨学金制度が広く一般府民に理解されるための広報事業を行います。

(5) その他の私学支援事業（公益目的事業）

当振興会は、その他の私学支援事業として、教育機器の寄贈と研修会の開催を公益目的事業としてしています。

当年度も、各私学関係団体の要望に応じて、私学教育の充実に寄与する教育機器の寄贈を行うと共に研修会の開催を行いたいと存じます。

2. 会館事業

京都私学会館は、私学教育の充実のための事業活動の拠点として、また教職員の研修の場として、永年に亘って私学関係者のみならず多くの府民に多目的に利用され、府内の教育文化の向上に多大の寄与貢献を果たしてきました。

当会館は交通至便の立地条件と美しい外観、最新の設備で利用者から高い評価を得ており、当年度も私学関係者の利用を中心に、広く一般の利用者にも喜ばれる会館として管理運営に努めます。

(1) 私学関係団体に対する事務室の貸与（公益目的事業）

府内の私学関係団体が私学教育充実のために行う事業活動を支援するため、京都私学会館内にその事業活動の拠点として事務室を貸与します。

【私学会館内に事務室を貸与する私学関係団体】

京都府私立幼稚園連盟

京都府私立中学高等学校連合会

京都府私立中学高等学校経営者協会

京都府私立中学高等学校保護者会連合会

京都府専修学校各種学校協会

京都府私学退職金財団

(2) 私学関係者に対する会議室の貸与及び助成（公益目的事業）

私学関係団体や私学関係者が行う会議・研修・講演等のために会議室・共同研修室を貸与し、「私学会館運営管理規程」に基づき会議室利用料の全額又は半額助成を行います。

(3) 一般企業等に対する会議室の貸与（収益事業）

京都私学会館は、私学関係団体や学校等の公益目的の利用を主としますが、私学教育の啓蒙に役立てるため、一般企業・団体個人が行う会議その他の利用の用にも供します。

3. 教職員福祉事業（相互扶助等事業）

教職員の福利厚生の実施は、私学教育の実施のため極めて重要な事業です。

当振興会は「京都私学互助会」を組織して、教職員及びその家族の医療・慶弔・退会一時金・厚生文化・貸付等の諸事業を行っています。

当年度も、各事業の実施により私学教職員の福利厚生の実進に努めます。

【京都私学互助会の事業】

(1) 給付事業

医療関係給付金

会員または被扶養者が疾病・負傷の際、見舞金を給付

給付種類…療養補助費・家族療養費・入院見舞金・障害見舞金

慶弔関係給付金

会員または被扶養者の結婚・出産・育児・死亡・災害等に際して慶弔金を給付

給付種類…結婚祝金・出産祝金・育児手当金・介護手当金・弔慰金・災害見舞金

退会一時金給付

退職等により資格を喪失した会員に、規約により退会一時金を給付

(2) 貸付事業

一般資金貸付…会員の不時の出費を援助

入学資金貸付…会員の子どもの入学金の援助

住宅資金融資…住宅購入資金融資の斡旋

(3) 厚生文化事業

映画演劇等の入場券の割引斡旋・旅行費補助など

以上